

石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第22号)

目 次

規 則	
○石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(総務課)	1
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	1
○石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(県民交流課)	2
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(障害保健福祉課)	2
○石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(医療対策課)	3
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(地域医療推進室)	6
○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則(産業政策課)	6
○技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則(労働企画課)	8
○石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(森林管理課)	8
告 示	
○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関(地域医療推進室)	8

規 則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第八号

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十三年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「場合又は」を「場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は」に改める。

別表第一第二号5中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号3中「チエンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機」を「チエンソー、ブッシュクリーナー、削岩機」に、「未しよう循環障害、未しよう神経障害」を「未しよう循環障害、未しよう神経障害」に改め、同表第四号1中「疾病であつて」を「疾病であつて」に改め、同号2中「ふつ素樹脂」を「ふつ素樹脂」に改め、同号3中「うるし」を「漆」に改め、同表第七号1及び2中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号3中「四一アミノシフエニル」を「四一アミノシフエニル」に、「尿路系しゅ

よう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号4中「四一ニトロジアエニル」を「四一ニトロジアエニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号8中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号10中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号16中「1から15まで」を「1から16まで」に改め、同号中16を17とし、同号15中「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同号中15を16とし、同号14中「骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、その前に次のように加える。

11 三・二一ジクロロ一四・四一ジアミノジアエニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

別表第一第八号中「わたつて」を「わたつて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第一第七号の規定は、令和五年一月十八日以後に発生した事故に起因する公務上の災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害については、なお従前の例による。

石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十号

石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

石川県統計調査条例施行規則(平成二十一年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第八条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「精神障害者
との続柄」 を 「精神障害者
の続柄」 に改める。
生年月日

別記様式第四号を次のように改める。

石川県知事 馳 鹿

石川県規則第十一号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

(第三看護学科)

教育内容		授業科目	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	日本語表現法	1	30
		情報科学 I	1	30
	人間と生活・社会の理解	情報科学 II	1	30
		統計学	1	15
		倫理学	1	30
		心理学	1	30
		行動科学	1	15
		人間関係論	1	30
		教育学	1	30
		文化人類学	1	15
		医療英語	1	30
		社会学	1	30
		生活科学	1	15
		レクリエーション論	1	15
小計			14	(345)
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1	30
		生理学	1	30
		生化学	1	15
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
		疾病論 I	1	30
		疾病論 II	1	30
		疾病論 III	1	30
		治療総論 I	1	15
		治療総論 II	1	30
		形態機能と疾病理解の看護学的視点	1	30
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	1	30
		社会福祉論	1	15
		保健医療制度論 I	1	30
		保健医療制度論 II	1	15
小計			14	(360)
専門	基礎看護学	看護学概論	1	30
		フィジカルアセスメント	1	30
		人間関係技術	1	15
		学習支援	1	15
		看護過程	1	30
		対象の状態に応じた看護実践	1	30
		看護研究	1	30
	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1	30
		家族看護論	1	15

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十三号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項に次の一号を加える。

四 医師不足地域(医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める医療計画において設定する医療圏のうち人口十万人当たりの医師の数が全国の平均を下回っている二次医療圏をいう。)に所在する地域医療支援病院
附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十四号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表二十九の項中「四二〇円」を「四七〇円」に改め、同表中三十四の項を削り、三十五の項を三十四の項とし、同項の次に次のように加える。

三十五 複合振動試験機(振動試験)	一時間につき	四、三五〇円
-------------------	--------	--------

別表三十六の項を次のように改める。

三十六 複合振動試験機(温湿度複合振動試験)	一時間につき	六、一七〇円
------------------------	--------	--------

別表中五十五の項を五十六の項とし、四十八の項から五十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十七の項中「サンシャインウエザーマータ」を「高照度キセノウエザーマータ」に、「一、八一〇円」を「一、三五〇円」に改め、同項を同表四十八の項とし、同表中四十六の項を四十七の項とし、三十八の項から四十五の項までを一項ずつ繰り下げ、三十七の項を三十八の項とし、同項の前に次のように加える。

三十七 複合振動試験機(温湿度試験)	一時間につき	一、三六〇円
--------------------	--------	--------

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表1の表(1)の項中	試料作成	簡単なもの	1 試料	2,610円	を
		複雑なもの	1 試料	3,690円	

試料作製	試料切断	1 試料	2,610円	に改める。
	自動研磨	1 試料	3,320円 (樹脂埋めが1個を超えるときは、 2個目から1個増すごとに770 円を加算する。)	
	振動研磨	1 試料	1,070円	
	断面試料作製	1 試料	6,800円	

別表2の表(1)の項中	編織物の通気度試験	1 試料	1,320円	を
-------------	-----------	------	--------	---

繊維物の通気度試験	1 試料	1,440円	に改める。	
別表3の表(1)の項中	電解式試験	1 層	2,250円	及び
硬度測定	1 測定	980円	を削り、同表(2)の項中	
キセノンフェード メーターによるもの	1 試料 20時間	4,050円 (20時間を超えるときは、1時間 を超えるごとに190円を加算す る。)	を削り、同表(3)の項中「13,210円」を	

「13,340円」を	物性試験 (引張り、切断等)	1 試料 1 項目	1,320円	を
------------	----------------	--------------	--------	---

物性試験 (引張り、切断等)	1 試料 1 項目	1,320円	に改める。
微生物試験 (一般生菌等)	1 試料	1,570円	

別表5の表に次のように加える。

(18) 熱拡散率測定試験	熱拡散率測定	1 測定	8,000円 (1 温度水準を増すごとに3,810 円を加算する。)
	熱拡散率測定 (比 熱測定を含める場 合)	1 測定	13,800円 (1 温度水準を増すごとに5,070 円を加算する。)

別表6の表(3)の項中「1,080円」を「1,490円」に改める。

別表13の表(1)の項に次のように加える。

自動研磨機	1 時間	2,340円 (樹脂埋めが1個を超えるときは、 2個目から1個増すごとに770 円を加算する。)
振動研磨機	1 時間	1,210円
断面試料作製装置	1 時間	5,820円

別表13の表(3)の項中	通気度試験機	1 時間	490円	を
--------------	--------	------	------	---

通気度試験機	1 時間	1,130円	に改め、同項に次のよう に加える。
--------	------	--------	----------------------

携帯型光沢計	1 時間	870円
--------	------	------

別表13の表(4)の項中	硬度・顕微鏡測定システム	1 時間	520円	を 削り、同項に次のように加える。
--------------	--------------	------	------	----------------------

フラッシュ法熱伝導率測定装置	1 時間	4,950円
----------------	------	--------

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表二十三の項中「五、六四〇円」を「五、八三〇円」に改め、同表に次のように加える。

三十九 加熱・搬送システム	四、一八〇円
四十 コーンカロリメーター	一三、七二〇円

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十五号

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者」の下に「又は次条各号に掲げる者」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十六号

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年石川県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十二条」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十九条」に改め、同項に次の二号を加える。

十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する資金 十二年以内

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第二十四条第二項に規定する資金 十二年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第137号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成20年石川県規則第45号)第3条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

- 指定医療機関の名称
社会医療法人財団 董仙会 恵寿総合病院
- 指定年月日
令和5年4月1日